

第 5912 号	 リーダースクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダースクラブFAXニュース
		(2018年)平成30年 3月 9日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <http://www.souzokuzouyou.com>

⇨ 教育資金の一括贈与

Q : 昨年、祖父から私の子に教育資金の一括贈与を受けました。銀行で手続きをしましたが、確定申告でも何か申告しなければならないのでしょうか？

A : 特に必要はありません。

【解説】

お尋ねの制度は、直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税というものです。この制度は、平成25年4月1日から平成31年3月31日までの間に、30歳未満の個人(受贈者)が、教育資金に充てるため、金融機関等との一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属(父母や祖父母など)から①信託受益権を付与された場合、②書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合又は③書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等で有価証券を購入した場合に、これらの信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち1,500万円までの金額に相当する部分の価額について、贈与税が非課税になるというものです。この制度の適用を受けるには、適用を受けようとする受贈者が、教育資金非課税申告書を取扱金融機関の営業所等を経由して、その受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。教育資金非課税申告書が取扱金融機関の営業所に受理された場合には、その受理された日に所轄税務署長に提出したものとみなされます。

したがって、銀行で手続きをされたということでしたら、確定申告では何もする必要はありません。

